

新型コロナウイルスの対応について（第 38 報）

2021 年 9 月 10 日

「緊急事態宣言」等の期間延長について

政府は9月9日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現在発令中の宮城および岡山の「緊急事態宣言」を「まん延防止等重点措置」へ移行し、併せて全ての発令地域の期限を9月30日までとすることを決定しました。

当社は今回の決定を受け、全社において業務等を継続することを前提とした在宅勤務を9月30日まで延長します。

【在宅勤務実施中の地区】

- ・本社
- ・東京地区
- ・札幌支店
- ・仙台支店
- ・岡山支店
- ・九州支店

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後1時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。